

電気通信大学体育施設運営規程

平成16年 4月 1日

改正

平成24年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)における体育施設(以下「施設」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館
- (2) 第二体育館
- (3) 武道場
- (4) 多摩川運動場
- (5) プール
- (6) 西地区テニスコート
- (7) 弓道場

(目的)

第3条 施設は、本学の授業及び行事に使用するほか、学生の課外活動、職員の福利厚生等のために使用することを目的とする。

(使用者の範囲)

第4条 施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学生
- (2) 職員
- (3) その他学長が認めた者

(使用日時)

第5条 施設の使用時間は、9時から22時までとする。ただし、次の各号に定める日は、使用しないこととする。

- (1) 年末、年始の指定された期間
- (2) 使用に支障があると学長が判断した日

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、使用日時を変更することができる。

(使用手続)

第6条 施設の使用に当たっては、事前に学長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 施設を使用する者は、別に定める使用上の注意事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第8条 施設を使用した者が、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品等を滅失、

損傷又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、施設の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。